

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百三十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十  
五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月三十日

一 名称

井沼特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十五年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から無期限

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器